

毎年、この時期になると山地や丘陵地で、クマが冬眠から目覚めて活動し始めます。また、住宅地近くの林や河川のやぶでも目撃されています。これらの場所に行く際は、単独行動をなるべく避け、音の出るものを携帯し、食べ残しやごみは必ず持ち帰ってください。なお、子グマを見つけたら、近くに母グマがいるかもしれないので、絶対に近づかないでください。市ホームページの「クマ出没情報マップ」もご参照ください。

クマにご注意ください

春季になると、使い切らず不要となった灯油の側溝への投棄等が原因と思われる、河川の水質汚濁事故が多発します。油を側溝等に捨てると、水路や川に流れ水環境を汚すほか、上水道や農業用水、工業用水等の利用に大きな影響を及ぼす恐れがあります。また、事故の原因は、油で汚れた側溝や水路の清掃にかかった費用の負担や、農作物等の被害に対する賠償を求められることもあります。灯油は必要な分だけ購入して使い切り、やむを得ず廃棄する際は購入店等へ依頼しましょう。

灯油を流さないで！

税のお知らせ

■市税がクレジットカードで納付できるようになります

4月2日(月)から、市税がインターネットを使って、クレジットカードで24時間いつでも納付できるようになります。納付できる税金は、市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、固定資産税(償却資産)、軽自動車税のうち、納付書1枚当たりの金額が100万円未満のもので、納付可能な期間は、納付書を発行した年の翌年5月31日までとなります。

●納付に必要なもの＝納付書(納付番号、確認番号が印字されたもの)、クレジットカード(VISA、MasterCard、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club)

●納付方法＝市ホームページから納付サイト(「仙台市クレジット」で検索)へアクセスし、画面の案内に従い、納付書およびクレジットカードの情報を入力することで納付できます

●納付金額に応じて、システム利用料が必要となります。詳しくは、市ホームページをご覧ください

問収納管理課 ☎214・8140

■固定資産税・都市計画税の納税通知書の発送について

平成30年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書は、4月3日(火)ごろに発送します。納税通知書には課税明細書を添付していますので、課税内容をご確認ください。

問下表の担当課まで

対象	物件所在地域	担当課	電話番号
土地・家屋	青葉区	北固定資産税課	(土地) ☎214・8596
			(家屋) ☎214・8604
	泉区	南固定資産税課	(土地) ☎214・8597
			(家屋) ☎214・8605
宮城野区・若林区	南固定資産税課	(土地) ☎214・8689	
		(家屋) ☎214・8694	
太白区	南固定資産税課	(土地) ☎214・8690	
		(家屋) ☎214・8695	
償却資産	全区	資産課税課	☎214・8619

固定資産税・都市計画税の納期は5月1日です

平成30年度固定資産税・都市計画税の第1期分は、5月1日(火)までにお近くの金融機関などで納めてください。また、口座振替をご利用の方は5月1日(火)に振り替えになります。

問収納管理課 ☎214・1010

■固定資産税の減額特例適用期間が終了する新築住宅の税額について

床面積などが一定の要件に該当する住宅については、新築住宅の減額特例措置の適用により、新築後3年度分(3階建て以上の中高層耐火・準耐火建築物である住宅は、5年度分)に限り、床面積120㎡までの税額を2分の1に減額しています。

平成26年(3階建て以上の中高層耐火・準耐火建築物である住宅は、平成24年)に新築した住宅への減額特例措置の適用は、平成29年度で期間が満了となりますので、平成30年度分の固定資産税は、本来の税額となります。問北固定資産税課【青葉区】☎214・8604【泉区】☎214・8605、南固定資産税課【宮城野区・若林区】☎214・8694【太白区】☎214・8695

■市税の証明書を発行します

区役所、総合支所、証明発行センター、仙台駅前サービスセンターでは、市税の納税証明書・課税証明書などの各種証明書(有料)を発行します。コンビニエンスストアでは、マイナンバーカードを利用して、市県民税課税(非課税)証明書のみ発行します。平成30年度分の証明書の発行時期は、次のとおりです。

証明書	発行時期
固定資産税課税台帳登録事項証明書(評価証明・公課証明)	4月2日から
市県民税課税証明書(給与からの特別徴収分(給与から差し引かれる方))・非課税証明書	5月中旬から
市県民税課税証明書 ①普通徴収分(納税通知書で納める方) ②年金からの特別徴収分(年金から差し引かれる方)	6月上旬から

●区役所・総合支所のみで発行する証明書がありますので、事前にご確認ください

問税制課 ☎214・8622、区役所税務会計課、総合支所税務住民課(☎は9ページ)

■平成29年分確定申告に係る振替納付日等のお知らせ

所得税および復興特別所得税の振替納付日は4月20日(金)、消費税および地方消費税の振替納付日は4月25日(水)です。詳しくは、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/)をご覧ください

問仙台北税務署 ☎222・8121、仙台中税務署 ☎783・7831、仙台南税務署 ☎306・8001

4月30日(振休)から5月5日(祝)のごみ収集は通常どおり行います

家庭ごみ、プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトル・乾電池類、紙類は祝休日も収集します。出し方のルールを守り、収集日当日の早朝から午前8時半までに、決められたごみ集積所に出してください。問廃棄物企画課 ☎214・8806

熱エネルギー有効活用支援補助制度をご利用ください

熱エネルギーを有効に活用し、省エネを促進するための改修工事や機器導入に要する費用の一部を補助します。

●申請期限 平成31年1月31日(木) (申し込み多数の場合は期限内に受け付けを終了します)
●対象機器等 窓断熱改修、太陽熱利用システム、家庭用燃料電池(エネファーム)など
●補助金額や申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください
問環境企画課 ☎214・8232

生ごみ堆肥化容器・家庭用電気式生ごみ処理機の購入費を補助します

●募集期間 4月1日～平成31年1月20日
●対象 市内にお住まいで、過去5年度以内に同

一世帯の方が同種の購入補助を受けておらず、市税の滞納のない方(購入前の申請が必要です) ●補助額/補助数 1(生ごみ堆肥化容器) 1基当たり2千円(1世帯2基まで) / 300基(先着)、【電気式生ごみ処理機】 購入金額の5分の3で上限3万円(1世帯1台) / 250台(先着) 申市役所本庁舎1階市民のへや、区役所総合案内、市民センターなどで配布する申請書(市ホームページからもダウンロード可)で 問家庭ごみ減量課 ☎214・8229

いずみ墓園を貸し出します

申込受付期間 4月6日(金)～5月7日(月)

所在地: 泉区朴沢字九ノ森1-1

墓所	永代使用料	管理料
一般墓所	450,000円	3,600円(年間)
芝生墓所	380,000円	5,760円(年間)
個別集合墓所	210,000円	88,800円(永代)

●1世帯につき1区画のみ(場所は抽選)。ただし、個別集合墓所は個人専用の墓所のため、1区画1人分の利用となります

●永代使用料と管理料は指定期日までに一括納入

■申し込み資格等

- ①一般墓所・芝生墓所＝お墓の管理ができる市民の方
- ②個別集合墓所＝一次のいずれかに該当する市民の方
 - ・申込者が自己のために使用するとき
 - ・申込者が自己および親族のために複数の区画を使用するとき(例: 申込者+配偶者)
 - ・申込者が親族の遺骨を納めるために使用するとき

問4月6日から市役所本庁舎1階市民のへや・8階保健管理課、区役所総合案内、総合支所、証明発行センター、いずみ墓園で配布する申込書に必要な書類を添えて郵送

※申し込み前にいずみ墓園をご見学ください(開園時間 8:30～16:30。土・日曜日、祝日も開園)

★市民墓地返還墓所の再貸し出しについて
本年度は、「北山霊園」、「葛岡墓園」の再貸し出しはありません。

問保健管理課 ☎214・8204

三菱東京UFJ銀行は、4月1日より三菱UFJ銀行に名称が変わります。問会計課 ☎214・4432

歩数表示に要する経費を助成します
歩くことの意識付けを行う啓発表示(距離、歩数、消費エネルギー等を記載した看板等)を設置する場合には必要な経費を助成します。
●対象 営利を目的としない団体
●審査により補助団体および補助金額を決定します。詳しくは4月2日から市役所本庁舎8階健康政策課で配布する募集要項をご覧ください
●申し込み

はかりの定期検査について

取引や証明に使用しているのはかりは、2年に1度検査を受けなければなりません。本年度は宮城野区、若林区、泉区が対象です。
なお、検査は仙台市指定定期検査機関の宮城県計量協会が行います。
問宮城県計量協会 ☎236・304

住宅の売却や賃貸などの活用に関する相談窓口を紹介します

将来使わなくなる、または現在使っていない住宅の活用について、内容に応じて相談できる不動産・法務・建築の専門団体の無料相談窓口を紹介します。
●対象 市内にある住宅の所有者、所有者の親族または管理者
●専門団体の相談窓口一覧は、市ホームページでもご覧ください
問住宅政策課 ☎214・8330

自死遺族等を支援する活動に助成します

自死遺族等の心のケアなどを目的とした活動を行う団体に対し、活動経費を助成します。
●対象 法人格を有しない任意団体、特定非営利活動法人
●審査により補助団体および補助金額を決定します。詳しくは4月2日から市役所本庁舎8階健康政策課で配布する募集要項をご覧ください
問募集要項に添付の申請書(市ホームページからもダウンロード可)で4月9日から20日までに 問健康政策課 ☎214・8198